

## 日本語教育の推進に関する法律案

### 共生社会に必須の重要法案・入管難民法改正案と一対

#### ◆国際的広がりを見せた法案の国会提出は5月以降か

超党派の日本語教育推進議員連盟（河村建夫会長）が、昨年（2018 年・平成 30 年）12 月 3 日に開いた第 11 回総会で承認した「日本語教育の推進に関する法律案」（略称：日本語教育推進法案）は、各党の党内手続きが整えば、政府提出法案が全て成立する見通しの 5 月以降には、議員立法として衆議院文部科学委員会の委員長提案として国会に提出される見通しだ。

日本語教育推進法案は、在留外国人らに対する日本語教育を「国」「地方公共団体」「事業者」の「責務」として明確にした他、政府及び地方自治体に「日本語教育基本方針」の策定を義務付け、関係省庁の担当者による「日本語教育推進会議」、また同会議に意見具申するための有識者で構成する「日本語教育関係者会議」の設置も盛り込んだ。さらに日本語教師の資格や養成、研修などについて必要な施策を国に求めた。この他、適格性を有する「日本語教育機関」に関する制度整備については検討課題とした。

同法案は、昨年末に成立した入管難民法改正案と一対をなす重要法案で、「外国人労働者の受入れ拡大に伴い、望ましい共生社会の実現になくってはならない重要法案」である。早期成立が待たれる。日本語教育関係団体の中には、「公益社団法人 日本語教育学会」や「NPO 法人青少年自立援助センター」などのように、「署名活動の会」を作り日本語教育推進法案の早期成立を求めているオンライン署名活動を始めたところもあるほど関心も高い。

また、昨年 10 月末にはその時点で集まった同法案に対する 1,600 通ほどの賛同署名とそれに添えられた意見書が、母語・日本語・バイリンガル（MHB）学会海外継承日本語部会のカルダー淑子代表らによって日本語議連幹部らに手渡された。これには全米日本語教育学会も全面協力したことが、ダグラス昌子・同学会継承日本語SIG 会長から報告されており、日本語教育推進法案を巡る動きが、国際的広がりを見せていることがよく分かる。

## ◆中央には日本語教育推進会議と日本語教育推進関係者会議 地方公共団体には「合議制の機関」を設置

今回の日本語教育推進法案の骨格だが、全四章二十八条と附則から成り立っている。

第一章は「総則」（第一条～第九条）。最も法案の基礎となる部分で、日本語教育の目的、定義、理念、責務がここに書き込まれている。

第二章「基本方針等」（第十条・第十一条）は、最も重要な部分で、第十条で「文部科学大臣及び外務大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求める」こと、第十一条で「地方公共団体は、基本方針を参酌し、地方公共団体の基本的な方針を定めるよう努める」と定めている。

第三章「基本的施策」（第十二条～第二十六条）は、それぞれ日本語教育の具体的施策を定めている。すなわち、①国内における日本語教育の機会の拡充、②海外における外国人等に対する日本語教育機会の拡充、③在留邦人の子等に対する日本語教育、④日本語教育を行う機関における教育水準の維持向上、⑤日本語教育に従事する者の能力・資質の向上等、⑥教育課程の編成に係る指針の策定等、⑦日本語能力の適切な評価方法の開発、⑧日本語教育の実態、効果的な日本語教育の方法等に係る調査研究等、⑨外国人等のための日本語教育に関する情報の提供等、⑩地方公共団体の施策——などからなる。

第四章「日本語教育推進会議等」（第二十七条・第二十八条）は、第二十七条で、政府が、関係行政機関相互の調整を行うため、「日本語教育推進会議」を設けることと、関係行政機関が、「日本語教育推進関係者会議」を設け、関係行政機関相互の調整を行うに際してその意見を聴くことを定めている。また同二十八条では、地方公共団体に、地方公共団体の基本的な方針その他の日本語教育の推進に関する重要事項を調査審議させるため、「合議制の機関」を置くことができると定めている。

最後の「附則」では施行期日と検討事項を列挙している。期日については附則第一条で「この法律は、公布の日から施行する」と定めている。同二条で、日本語教育の水準の維持向上を図るために必要な適格性を有する「日本語教育機関」に関する制度整備について検討を加えるよう求めている。以下、同法案の全文を重点的に見ていくことにする。

## ◆第一条で日常生活、社会生活を国民と円滑に営める環境整備うたう

### 第一章 総則

#### （目的）

**第一条** この法律は、日本語教育の推進が、我が国に居住する外国人が日常生活及び社会生活を国民と共に円滑に営むことができる環境の整備に資するとともに、我が国

に対する諸外国の理解と関心を深める上で重要であることに鑑み、日本語教育の推進に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針の策定その他日本語教育の推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進し、もって多様な文化を尊重した活力ある共生社会の実現に資するとともに、諸外国との交流の促進並びに友好関係の維持及び発展に寄与することを目的とする。

《前回の政策要綱では「我が国に居住する外国人との共生を通じて多様な文化を尊重した活力ある共生社会の実現に資する」となっていたが、今回の法律案では、「我が国に居住する外国人が日常生活および社会生活を国民と共に円滑に営むことができる環境の整備に資する」として、その「共生社会」の有り方を「日常生活および社会生活を国民と共に円滑に営むことができる環境の整備」と、「環境の整備」の言葉を添えてより具体的にイメージし易い言葉に置き換えた点で改善されている。》

#### (定義)

**第二条** この法律において「外国人等」とは、日本語に通じない外国人及び日本の国籍を有する者をいう。

2 この法律において「日本語教育」とは、外国人等に対して行われる日本語を習得させるための教育その他の活動（日本語の普及を図るための活動を含む。）をいう。

《外国人等の「等」は、定住者の日系ブラジル人らを主に想定したものだが、帰国子女や日本人と結婚し日本国籍を取得した配偶者や子供たちも入る。》

### ◆第三条で教育機会の最大限確保と幼児期学齢期外人家庭の母語配慮うたう

#### (基本理念)

**第三条** 日本語教育の推進は、日本語教育を受けることを希望する外国人等に対し、その希望、置かれている状況及び能力に応じた日本語教育を受ける機会が最大限に確保されるよう行われなければならない。

2 日本語教育の推進は、日本語教育の水準の維持向上が図られるよう行われなければならない。

3 日本語教育の推進は、外国人等に係る教育及び労働、出入国管理その他の関連施策並びに外交政策との有機的な連携が図られ、総合的に行われなければならない。

4 日本語教育の推進は、国内における日本語教育が地域の活力の向上に寄与するものであるとの認識の下に行われなければならない。

- 5 日本語教育の推進は、海外における日本語教育を通じて我が国に対する諸外国の理解と関心を深め、諸外国との交流を促進するとともに、諸外国との友好関係の維持及び発展に寄与することとなるよう行われなければならない。
- 6 日本語教育の推進は、日本語を学習する意義についての外国人等の理解と関心が深められるように配慮して行われなければならない。
- 7 日本語教育の推進は、我が国に居住する幼児期及び学齢期（満六歳に達した日の翌日以後における最初の学年の初めから満十五歳に達した日の属する学年の終わりまでの期間をいう。）にある外国人等の家庭における教育等において使用される言語の重要性に配慮して行われなければならない。

《前回の政策要綱では、冒頭で、日本語教育の機会の確保について「日本語教育を受けることを希望する全ての者に対し、その需要と能力に応じた日本語教育を受ける機会が確保されるよう行われなければならないこと」としていたが、今回の法律案では、日本語教育を受けることを希望する外国人等に対し「その希望、置かれている状況及び能力に応じた日本語教育を受ける機会が最大限に確保されるよう行われなければならない」と、より具体的かつ踏み込んだ表現になっている。とくに「最大限に確保」と謳ったことは、国・地方公共団体および事業主の責務遂行の上で、より明確に責任を課した点で前進があったといえよう。

この三条七項は、前回の政策要綱には入っておらず、今回の法律案で初めて盛り込まれた条文である。すなわち、「日本語教育の推進は、我が国に居住する幼児期及び学齢期（略）にある外国人等の家庭における教育等において使用される言語の重要性に配慮して行われなければならない」として、少年たちの「母語の重要性への配慮」を指摘したことが重要だ。これは、外国の子供たちは日本語を覚えるのが早いですが、逆に母語をうまくしゃべれなくなることもあり、母語の喪失は家族のアイデンティティの崩壊など多くの問題をはらむ側面があることから配慮したもので、これも重要な改善点の一つだ。

この改正の陰には、「バイリンガルマルチリンガル子供ネット」（BMCN）の先生方による外国人就労者の子供達への母語教育の支援と、在外の子供達への母語教育（継承語教育）支援要請があった。BMCNは「『幼児期から学齢期にかけて家庭で使われる言語への配慮』はまさに在外の私たちの運動とも通じるものであり、理念法と言われるこの法案に、このような一文が盛り込まれたことは、大きな成果だ」と報告している。》

## ◆第四条国、第五条地方公共団体、第六条事業主の「責務」を規定

### (国の責務)

**第四条** 国は、前条の基本理念（以下単に「基本理念」という。）にのっとり、日本語教育の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

### (地方公共団体の責務)

**第五条** 地方公共団体は、基本理念にのっとり、日本語教育の推進に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

### (事業主の責務)

**第六条** 外国人等を雇用する事業主は、基本理念にのっとり、国又は地方公共団体が実施する日本語教育の推進に関する施策に協力するとともに、その雇用する外国人等及びその家族に対する日本語学習（日本語を習得するための学習をいう。以下同じ。）の機会の提供その他の日本語学習に関する支援に努めるものとする。

《この第六条は、前回の政策要綱では「外国人等を雇用する事業主は、国が実施する日本語教育の推進に関する施策に協力するとともに、その雇用する外国人等の日本語学習に対する支援に努めるものとする」となっていたが、法律案の第六条では、事業主に対し、国だけではなく「国又は地方公共団体が実施する日本語教育の推進に関する施策に協力」することと、学習支援への協力を事業主に課し、かつ「地方公共団体」が行う外国人の家族も念頭に、事業主に「家族に対する機会の提供その他の日本語学習に関する支援」も求め事業主の責務と努力を強化したことも、共生社会実現の上から意義深い。》

### (連携の強化)

**第七条** 国及び地方公共団体は、国内における日本語教育が適切に行われるよう、関係省庁相互間その他関係機関、日本語教育を行う機関（日本語教育を行う学校（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校、同法第二百二十四条に規定する専修学校及び同法第一百三十四条第一項に規定する各種学校をいう。）を含む。以下同じ。）、外国人等を雇用する事業主、外国人等の生活支援を行う団体等の関係者相互間の連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

2 国は、海外における日本語教育が持続的かつ適切に行われるよう、独立行政法人国際交流基金、日本語教育を行う機関、諸外国の行政機関及び教育機関等との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

《第七条の変更点だが、第一点は「連携強化」の中に、前回の政策要綱では「関

係者相互間の連携強化」となっていたのを「関係省庁相互間その他関係機関」として関係省庁を連携強化に入れたこと。第二点は、日本語教育を行う機関の定義について、政策要綱では（学校教育法第一条に規定する学校をいう。以下同じ。）としていたが、今回の法案では、学校教育法的一条校に加えて「（第二百二十四条に規定する専修学校及び同法第三百三十四条第一項に規定する各種学校をいう。）を含む。以下同じ」と専修学校と各種学校も加えたことが挙げられる。

これは全国専修学校各種学校総連合会などが、同議連などに専修学校、各種学校も日本語教育を行う学校として、定義づけするよう働きかけを行った結果、入った。これに対し全国日本語学校連合会は、調査したサンプルを基に「日本語学校の8割から9割以上が会社立であるのに、何故、定義づけに入っていないか」を文部科学省に問い合わせた。この点については、日本語教育推進議連関係者の話では「会社立を含めるとこの条文に書ききることが難しいのと、後段の（を含む）の語句で読める」として、会社立や個人立の定義づけは見送られたようだ。同関係者は「例え個人立であっても一人は論外だが、複数の社員がいて組織的機関として機能していれば日本語教育機関として問題はない」と述べている。》

#### （法制上の措置等）

**第八条** 政府は、日本語教育の推進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

《政策要綱では「第一章 総則」の最後に「六 財政上の措置等」として「政府は、日本語教育の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講じなければならないこと」と規定されていたが、今回の法律案では、第八条の見出しに（法制上の措置）を掲げ、文中で上記のごとく「法制上又は財政上の措置」と併記された。「法制上の措置」の必要性を認めたのと、「法制上の措置」を先に立てたのは、法制上と財政上が併記される時は、法案作成上、「法制上の措置」が先に書かれる慣例に従ったもので、言葉上、政策上の優劣はない。》

#### （資料の作成及び公表）

**第九条** 政府は、日本語教育の状況及び政府が日本語教育の推進に関して講じた施策に関する資料を作成し、適切な方法により随時公表しなければならない。

《ここも政策要綱にはなかった条文で、新しく第九条を立て、政府に資料の作成と公表義務を課し公共的利便を向上させた。》

## ◆法案の核は文科・外務両相に基本方針策定と閣議決定求めた第十条

### 第二章 基本方針等

#### (基本方針)

- 第十条 政府は、日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。
- 2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
    - 一 日本語教育の推進の基本的な方向に関する事項
    - 二 日本語教育の推進の内容に関する事項
    - 三 その他日本語教育の推進に関する重要事項
  - 3 文部科学大臣及び外務大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
  - 4 文部科学大臣及び外務大臣は、基本方針の案を作成しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。
  - 5 文部科学大臣及び外務大臣は、第三項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。
  - 6 政府は、日本語教育を取り巻く環境の変化を勘案し、並びに日本語教育に関する施策の実施の状況についての調査、分析及び評価を踏まえ、おおむね五年ごとに基本方針に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更するものとする。
  - 7 第三項から第五項までの規定は、基本方針の変更について準用する。

《第十条の三項、四項が政策の中心であり、日本語教育推進の基本方針の策定は、文部科学大臣が国内について、また外務大臣が海外についての方針を纏めることになる。政策要綱では三項だけだったのが、四項で「関係行政機関の長に協議」を入れ、五項で「閣議決定」があった時「遅滞なく基本方針を公表」と義務化し、六項で「おおむね五年ごとの基本方針の見直し」と見直し条項を入れた。》

#### (地方公共団体の基本的な方針)

- 第十一条 地方公共団体は、基本方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針を定めるよう努めるものとする。

### 第三章 基本的施策

#### 第一節 国内における日本語教育の機会の拡充

#### (外国人等である児童、生徒等に対する日本語教育)

**第十二条** 国は、外国人等である児童、生徒等に対する生活に必要な日本語及び教科の指導等の充実その他日本語教育の充実を図るため、これらの指導等の充実を可能とする教員等（教員及び学校において必要な支援を行う者をいう。以下この項において同じ。）の配置に係る制度の整備、教員等の養成及び研修の充実、就学の支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、外国人等である児童、生徒等が生活に必要な日本語を習得することの重要性についてのその保護者の理解と関心を深めるため、必要な啓発活動を行うよう努めるものとする。

**（外国人留学生等に対する日本語教育）**

**第十三条** 国は、大学及び大学院に在学する外国人留学生等（出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）別表第一の四の表の留学の在留資格をもって在留する者及び日本の国籍を有する者であって我が国に留学しているものをいう。以下同じ。）であって日本語を理解し、使用する能力（以下「日本語能力」という。）を必要とする職業に就くこと、我が国において教育研究を行うこと等を希望するものに対して就業、教育研究等に必要な日本語を習得させるための日本語教育の充実を図るために必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、外国人留学生等（大学及び大学院に在学する者を除く。）であって日本語能力を必要とする職業に就くこと又は我が国において進学することを希望するものに対して就業又は進学に必要な日本語を習得させるための日本語教育の充実を図るために必要な施策を講ずるものとする。

**（外国人等である被用者等に対する日本語教育）**

**第十四条** 国は、事業主がその雇用する外国人等（次項に規定する技能実習生を除く。）に対して、日本語学習の機会を提供するとともに、研修等により専門分野に関する日本語教育の充実を図ることができるよう、必要な支援を行うものとする。

2 国は、事業主等が技能実習生（出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の在留資格をもって在留する者をいう。）に対して日本語能力の更なる向上の機会を提供することができるよう、教材の開発その他の日本語学習に関する必要な支援を行うものとする。

3 国は、定住者等（出入国管理及び難民認定法別表第二の上欄に掲げる在留資格をもって在留する者をいう。）が就労に必要な水準の日本語を習得することができるよう、必要な施策を講ずるものとする。

**（難民に対する日本語教育）**

**第十五条** 国は、出入国管理及び難民認定法第六十一条の二第一項に規定する難民の認定を受けている外国人及びその家族並びに外国において一時的に庇護（ひご）されていた外国人であって政府の方針により国際的動向を踏まえ我が国に受け入れたものが国内における定住のために必要とされる基礎的な日本語を習得することができるよ



う、学習の機会の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

#### ◆地域の日本語教室定めた第十六条で活用期待される日本語学校

##### (地域における日本語教育)

**第十六条** 国は、地域における日本語教育の機会の拡充を図るため、日本語教室（専ら住民である外国人等に対して日本語教育を実施する事業をいう。以下この項において同じ。）の開始及び運営の支援、日本語教室における日本語教育に従事する者の養成及び使用される教材の開発等の支援、日本語教室を利用することが困難な者の日本語学習に係る環境の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

《この第十六条の「地域における日本語教育」で書かれている日本語教室の定義について「専ら住民である外国人等に対して日本語教育を実施する事業をいう。以下、この項において同じ」と書いてあるが、この中の「事業」は「事業体」という側面を持ち、明らかに会社立やNPO法人による日本語教育機関や日本語学校を意識して書かれており、大いに議論・活用していただきたい、と日本語教育推進議員連盟の関係者は指摘している。》

##### (国民の理解と関心の増進)

**第十七条** 国は、国内における日本語教育が外国人等の日本語能力を向上させるとともに、共生社会の実現に資することを踏まえ、外国人等に対する日本語教育についての国民の理解と関心を深めるよう、日本語教育に関する広報活動の充実その他の必要な施策を講ずるものとする。

#### 第二節 海外における日本語教育の機会の拡充

##### (海外における外国人等に対する日本語教育)

**第十八条** 国は、海外における日本語教育が外国人の我が国に対する理解と関心の増進、我が国の企業への就職の円滑化等に寄与するものであることに鑑み、各国における日本語教育の状況に応じて、持続的かつ適切に日本語教育が行われるよう、現地における日本語教育に関する体制及び基盤の整備の支援、海外における日本語教育に従事する者の養成並びに使用される教材（インターネットを通じて提供することができるものを含む。）の開発及び提供並びにその支援、海外において日本語教育を行う教育機関の活動及び日本語を学習する者の支援その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

2 国は、外国人等であって我が国への留学を希望するものが我が国の大学等で教育を受けるために必要な水準の日本語を習得することができるよう、必要な施策を講ずるものとする。

## ◆海外在留邦人の子の日本語教育に初めて目を向けた第十九条

(海外に在留する邦人の子等に対する日本語教育)

**第十九条** 国は、海外に在留する邦人の子、海外に移住した邦人の子孫等に対する日本語教育の充実を図るため、これらの者に対する日本語教育を支援する体制の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

《前回の政策要綱では「国は、在留邦人の子等を対象とする日本語教育の充実、支援体制の整備その他の必要な施策を講ずるものとする」と簡単に書かれていたが、今回の法律案では、「海外に在留する邦人の子」だけではなく、「邦人子孫」の子供たちに対する“継承語教育”としての「日本語教育の充実」が追加挿入された。この点を10万人署名活動の呼びかけ人の一人、武蔵野大学言語文化研究科の神吉宇一准教授ら有識者は評価している。

これは、神吉氏らの指摘によると、2018年5月末の「政策要綱」発表後の夏、海外在住の日本語教育関係者によって、邦人子孫の子供たちの“継承語教育”の必要性を法律に明記すべきだという働きかけがあって考慮されたようだ。日本語教育推進議連事務局長の馳浩議員が、海外からの手紙で“継承語教育”の状況と必要性を知り、関係者の熱心な働きかけもあって今回、十九条に「邦人の子孫等に対する日本語教育の充実」の言葉が盛り込まれたようだ。》

## ◆日本語教育機関が取り組め 第三節の日本語教育水準の維持向上策

### 第三節 日本語教育の水準の維持向上等

(日本語教育を行う機関における日本語教育の水準の維持向上)

**第二十条** 国は、日本語教育を行う機関における日本語教育の水準の維持向上を図るため、日本語教育を行う機関によるその日本語教育に従事する者に対する研修の機会の確保の促進その他の必要な施策を講ずるものとする。

(日本語教育に従事する者の能力及び資質の向上等)

**第二十一条** 国は、日本語教育に従事する者の能力及び資質の向上並びに処遇の改善を図られるよう、日本語教育に従事する者の養成及び研修体制の整備、国内における日本語教師（日本語教育に関する専門的な知識及び技能を必要とする業務に従事する者をいう。以下この条において同じ。）の資格に関する仕組みの整備、日本語教師の養成に必要な高度かつ専門的な知識及び技能を有する者の養成その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、海外における日本語教育の水準の維持向上を図るため、外国人である日本語教師の海外における養成を支援するために必要な施策を講じるよう努めるものとする。

る。

#### **(教育課程の編成に係る指針の策定等)**

**第二十二条** 国は、日本語教育を受ける者の日本語能力に応じた効果的かつ適切な教育が行われるよう、教育課程の編成に係る指針の策定、指導方法及び教材の開発及び普及並びにその支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

#### **(日本語能力の評価)**

**第二十三条** 国は、日本語教育を受ける者の日本語能力を適切に評価することができるよう、日本語能力の評価方法の開発その他の必要な施策を講ずるものとする。

《第三節の「日本語教育の水準の維持向上等」は、政策要綱では「日本語教育の質の保証」としていた所だ。日本語学校関係者が最も注目すべき箇所であり、第二十条、第二十一条、第二十二条、第二十三条が重要だ。第二十条は「日本語教育従事者に対する研修の機会の確保の促進」を謳い、第二十一条では「国」の責務として「日本語教育従事者の養成及び研修体制の整備、国内における日本語教師の資格に関する仕組みの整備」、さらに二十二条では「教育課程の編成に係る指針の策定」を指摘している。いずれも「日本語教育機関の水準の維持向上」に欠かせぬ施策だ。》

### **第四節 日本語教育に関する調査研究等**

#### **(日本語教育に関する調査研究等)**

**第二十四条** 国は、日本語教育の推進に関する施策を適正に策定し、及び実施するため、日本語教育の実態（海外におけるものを含む。）、効果的な日本語教育の方法、試験その他の日本語能力の適切な評価方法等について、調査研究、情報の収集及び提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

#### **(日本語教育に関する情報の提供等)**

**第二十五条** 国は、外国人等が日本語教育に関して必要な情報を得られるよう、外国人等のために日本語教育に関する情報を集約し、当該集約した情報についてインターネットを通じて閲覧することを可能とするための措置、相談体制の整備に関する助言その他の必要な施策を講ずるものとする。

### **第五節 地方公共団体の施策**

**第二十六条** 地方公共団体は、この章（第二節を除く。）に定める国の施策を勘案し、その地方公共団体の地域の状況に応じた日本語教育の推進のために必要な施策を実施するよう努めるものとする。

## **第四章 日本語教育推進会議等**

### **(日本語教育推進会議)**

**第二十七条** 政府は、文部科学省、外務省その他の関係行政機関（次項において「関係行政機関」という。）相互の調整を行うことにより、日本語教育の総合的、一体的かつ効果的な推進を図るため、日本語教育推進会議を設けるものとする。

2 関係行政機関は、日本語教育に関し専門的知識を有する者、日本語教育に従事する者及び日本語教育を受ける立場にある者によって構成する日本語教育推進関係者会議を設け、前項の調整を行うに際しては、その意見を聴くものとする。

（地方公共団体に置く日本語教育の推進に関する審議会等）

**第二十八条** 地方公共団体に、第十一条に規定する基本的な方針その他の日本語教育の推進に関する重要事項を調査審議させるため、条例で定めるところにより、審議会その他の合議制の機関を置くことができる。

## ◆附則に残る日本語教育機関の制度整備検討への挑戦

### 附 則

（施行期日）

**第一条** この法律は、公布の日から施行する。

（検討）

**第二条** 国は、次に掲げる事項その他日本語教育を行う機関であって日本語教育の水準の維持向上を図るために必要な適格性を有するもの（以下この条において「日本語教育機関」という。）に関する制度の整備について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

- 一 日本語教育を行う機関のうち当該制度の対象となる機関の類型及びその範囲
- 二 外国人留学生の在留資格に基づく活動状況の把握に対する協力に係る日本語教育機関の責務の在り方
- 三 日本語教育機関における日本語教育の水準の維持向上のための評価制度等の在り方
- 四 日本語教育機関における日本語教育に対する支援の適否及びその在り方

### 理 由

日本語教育の推進が、我が国に居住する外国人が日常生活及び社会生活を国民と共に円滑に営むことができる環境の整備に資するとともに、我が国に対する諸外国の理解と関心を深める上で重要であることに鑑み、日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進し、多様な文化を尊重した活力ある共生社会の実現に資するとともに、諸外国との交流の促進並びに友好関係の維持及び発展に寄与するため、日本語教育の推進に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針の策定その他日本語教育の推進に関する施策の基本となる事項を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

《附則第二条は、日本語教育の水準の維持向上を図るために必要な適格性を有する「日本語教育機関」に関する制度整備について検討を加えるよう求め、制度整備の具体的施策を①日本語教育機関の類型とその範囲、②外国人留学生の活動状況の把握への協力と責務の在り方、③日本語教育の水準維持向上のための評価制度の在り方、④日本語教育支援の適否とその在り方——の四点に絞っている。この点については、日本語学校自身が、まず積極的に取り組んでいきたい。

有識者の一人（神吉氏）は、この“日本語教育の推進に関する法律案”について「本来、外国人受入れに関する法律は、『移民法』『多文化共生推進基本法』のような包括的なものを整備した上で、個別の法律を作るべきです」と述べている。一つの考え方だが、日本の外国人労働者の受入れは、働く場を得るための来日であって「日本国籍の取得を目的に来日する移民」とは違う。このため、政府は、入管難民法の大幅改正で対処したものといえる。

しかし、長期間日本に滞在し、社会福祉政策が充実した日本で暮らすうちに、日本国籍を取得する流れができる可能性は十分にある。いずれにしても、外国人労働者及びその家族を暖かく受け容れ、望ましい共生社会を築かねばならない。日本語の習得は必須であり、この日本語教育推進法案の早期成立は、関係者一同が欲するところである。

また、法案の中身を実効性あるものにするためには、法案第八条に書かれた「法制上又は財政上の措置」が大切である。NPO法人青少年自立援助センターの田中宝紀・定住外国人支援事業部責任者は「自治体の手探りやボランティアの方々の熱意による日本語教育には限界があります。ボランティアの高齢化や担い手不足も懸念材料となっている中、日本語教育を必要とする学習者の数が増え続ければ早晚、破綻しかねません」と訴えているように、日本語学校が組織的に関与していない日本語教育の現場は相当、厳しい環境にある。

現在、全国に700校以上もある日本語学校の活用は、法案趣旨を生かすために真剣に検討すべき課題である。法制的に落とし込む措置や、次年度政府予算への計上も含め、検討をお願いしたい。同時に日本語学校自体も、この法案の趣旨を活かし一層の自助努力、研鑽を重ねて「日本語教育の水準の維持向上」に努め、日本語教育を必要とする人々の期待に応えて行かねばならない。》